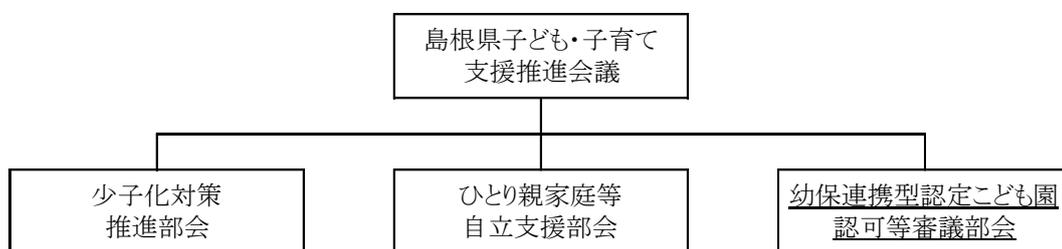


## 幼保連携型認定こども園認可等審議部会の委員の指名について

### 1 これまでの経緯

- H24.8 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）」が改正され、幼保連携型認定こども園の認可等に当たっては、条例に基づく審議会で審議することが決定  
 （※「別紙 1」①参照）
- H26.9 島根県子ども・子育て支援推進会議条例の改正を行い、当該会議にこの役割を付与  
 （※「別紙 1」②参照）
- H26.11 第 4 回島根県子ども・子育て支援推進会議において、幼保連携型認定こども園の認可等については、部会を設置し審議することを決定

[参考（島根県子ども・子育て支援推進会議組織図）]



### 2 委員の指名

○審議事項を勘案し、以下の 7 名を部会委員として指名する。

○部会長には山下由紀恵 委員を指名する。

- ・山下由紀恵 委員（学識経験者）
- ・若月ゆかり 委員（行政関係者）
- ・池田哲夫 委員（保育所関係者）
- ・笠井照美 委員（幼稚園関係者）
- ・細田敏子 委員（学校教育関係者）
- ・坂本和子 委員（子育て支援団体）
- ・高麗綾子 委員（公募委員）

[参考]

- ・部会委員及び部会長は子ども・子育て支援推進会議条例第 7 条規定に基づき会長が指名（別紙 2 参照）

### 3 部会運営規則

○部会運営規則は別紙 3 のとおりとする。

## ①就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供に関する法律（改正抜粋）

(設置等の認可)

第 17 条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 [略]

3 都道府県知事は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

(事業停止命令)

第 21 条 [略]

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命令しようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

(認可の取消し)

第 22 条 [略]

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

(都道府県における合議制の機関)

第 25 条 第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属された事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

## ②島根県子ども・子育て支援推進会議条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県子ども・子育て支援推進会議条例</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 4 項及び<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、島根県子ども・子育て支援推進会議（以下、推進会議という。）を置く。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 4 項 _____ _____の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、島根県子ども・子育て支援推進会議（以下、推進会議という。）を置く。</p>

## 子ども・子育て支援推進会議条例

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、島根県子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

## (組織)

第 2 条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し十分な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第 4 条 推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (専門委員)

第 6 条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (部会)

第 7 条 推進会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 推進会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

## (庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

## (委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

附 則（平成26年条例第47号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間においては、この条例による改正後の島根県子ども・子育て支援推進会議条例第1条中「第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関」とあるのは、「第77条第4項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第9条の規定に基づき、同法の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項を審議するための審議会その他の合議制の機関」とする。

## 幼保連携型認定こども園認可等審議部会運営規則 (案)

## (目的)

第 1 条 幼保連携型認定こども園の認可等について必要な事項を審議することを目的として、幼保連携型認定こども園認可等審議部会 (以下、「部会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 部会は、次の事項を所掌する。

- 一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) (以下、「認定こども園法」という。) 第 21 条第 1 項に定められた、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止に伴う認可に関する事項
- 二 認定こども園法第 21 条第 1 項に定められた、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項
- 三 認定こども園法第 22 条第 1 項に定められた、幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

## (部会)

第 3 条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員及び専門委員 (以下、「委員」という。) に通知するものとする。
- 3 部会長は部会の議長として議事を整理する。
- 4 部会は部会に属する委員及び専門委員 (以下、「部会委員」という。) の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 5 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

## (委員の除斥)

第 4 条 審議を行う特定の事項と利害関係にある部会委員は、その事項に関する審議に関与することはできない。

## (会議の公開等)

第 5 条 部会は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、部会を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

## (議事録)

第 6 条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 部会の日時及び場所
  - 二 出席した委員の氏名
  - 三 議事となった事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
  - 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

## (附則)

この規則は、平成 27 年 月 日から施行する。